

不登校児童生徒に係る特別の教育課程WG 取りまとめ（案）

目次

1. 基本的な考え方

- (1) 不登校の児童生徒に対する支援の現状と課題
- (2) 本制度の基本的な考え方
 - ① 特別の教育課程の対象とすることの趣旨
 - ② 特別の教育課程創設の基本的な考え方
 - ③ 実現可能性の確保

2. 対象となる児童生徒

- (1) 対象となる学校種
- (2) 対象となる児童生徒の考え方
- (3) 対象となる児童生徒を判断するプロセス・観点等
 - ① 特別の教育課程の編成プロセス
 - ② 状態把握の観点の考え方
 - ③ 学習方針の検討の考え方

3. 特別の教育課程の内容・授業時数

- (1) 教育活動・授業時数の検討に当たっての前提
- (2) 対象となる教育活動
- (3) 授業時数
- (4) その他

4. 個別の指導計画

- (1) 個別の指導計画に係る基本的な考え方
 - ① 本特例における個別の指導計画の必要性
 - ② 不登校児童生徒の特性を踏まえて配慮すべき事項
 - ③ 個別の指導計画に盛り込むべき要素の考え方

4. 個別の指導計画

- (2) 個別の指導計画に盛り込むべき要素
 - ① 学びにおいて意識したい視点
 - ② 教育内容、目標やねらい、指導方法、授業時数
 - ③ 振り返り、フィードバック
- (3) 個別の指導計画作成に係るプロセス
 - ① 前提となる基本的な考え方
 - ② 指導計画作成までの流れ
 - ③ 指導の実施、振り返り・フィードバック、見直し

5. 学習評価

- (1) 基本的な考え方と方向性
- (2) 学習評価に係る各論点
 - ① 学校と校内外教育支援センターとの情報共有や連携
 - ② 対象活動ごとの評価の取扱い等
 - ③ 指導要録における記載の運用
 - ④ 調査書の取扱い

6. 特別の教育課程が実施される場所・体制

- (1) 実施にあたり保有すべき機能
- (2) 指導を行う指導員等の考え方

7. その他

- ① 「運用の手引き」について
- ② 校内外教育支援センターでの指導に向けた留意点
- ③ 他の特例との関係性
- ④ 特例実施に向けて、参考となる事例の収集・周知
- ⑤ 教員の養成や研修の充実
- ⑥ 本制度の施行時期

1. 基本的な考え方

（１）不登校児童生徒に対する支援の現状と課題

- 令和６年度における小・中学校の不登校児童生徒数は約35万人と過去最多となっており、極めて憂慮すべき状況である。これまで文部科学省においては、令和５年３月にとりまとめたCOCOLOプラン等に基づき、多様な学びの場の確保や教育相談体制の充実、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりなどに取り組んできており、各自治体・学校においても、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた様々な支援が行われてきたところである。
- とりわけ、校内外教育支援センター、学びの多様化学校等の多様な学びの場の整備が進んでおり、こうした場で学ばない不登校児童生徒も増加傾向にある。また、校内教育支援センターの中には、日常的な学びの場としての機能だけでなく、在籍級への復帰を支援し、欠席日数の増加を防止する機能を果たしている実態もある。
- このように、校内外教育支援センター等においては、不登校児童生徒に対して一定の計画性を持った学習活動が行われている一方、以下のような課題も指摘されているところ。
 - ①校内外教育支援センターでは、居場所機能のみならず、児童生徒の学習意欲や自己肯定感を高め、資質・能力の向上に繋がるような、組織的・計画的指導の充実が求められるが、状態が変化しやすく、学習に向かっていくことが難しいことが多い不登校児童生徒に対し、こうした指導の実現に向けた方策が必ずしも十分に行われていないこと
 - ②下学年の学び直しなどに懸命に取り組んだ場合でも、通常教育課程（在籍学年の教育課程）に基づく現行の学習評価では、「１」や「－」といった評定の記載となり、そのことが児童生徒（や保護者）の学習意欲や自己肯定感の低下に繋がることの指摘があること
- 上記のような課題を踏まえ、更なる不登校対策の充実に向けた方策の検討が必要である。

（２）本制度の基本的な考え方

①特別の教育課程の対象とすることの趣旨

- 教育課程企画特別部会の論点整理において、検討の基盤となる基本的な考え方の一つとして掲げる「多様性の包摂」は、多様性を個人及び社会の力に変える観点から、多様な個性や特性、背景を有する一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育の実現を目指すものであり、全ての児童生徒に最大限、資質・能力を育成することを目指すものである。
- こうした考え方を踏まえ、論点整理では、柔軟な教育課程の実現を目指し、調整授業時数制度等による、包摂的な通常教育課程の仕組み（いわゆる「１階」）としてもなお、十分に対応が困難と考えられる児童生徒について、特別の教育課程の編成・実施を可能とする検討を行った。
- 不登校児童生徒については、左記の課題①②に関し、
 - ①については、指導計画の作成など、現行制度でも、運用上一定の取組が行われているものの、不登校児童生徒にとっては、単に的確な指導計画が作成・実施されれば良いのではなく、児童生徒自身が計画の作成過程（学習目標の設定等）に関わり、学びを積み重ね、前向きな経験として昇華させることで学習意欲や自己肯定感を取り戻していくといった視点が重要であるところ、こうした新たな性質を有する個別の指導計画の策定を前提とした仕組みを国として提示しなければ、全国的な運用は難しいという実質的な隘路があること
 - ②については、現行、下学年の学び直しなどに取り組んだ場合も通常教育課程に基づく評価を行う必要があるといった制度上の隘路があることから、包摂的な通常教育課程の仕組みをもってしてもなお、隘路の解消に向けた個に応じた対応は困難といえる。このため、通級指導や日本語指導を必要とする児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒と並び、校内外教育支援センター等に通う不登校児童生徒についても、特別の教育課程の仕組みの新設（いわゆる「２階」）を検討することとされた。

②特別の教育課程創設の基本的な考え方

- 前述のとおり、本制度は、校内外教育支援センター等で不登校児童生徒に対して現在行われている様々な学習活動の実態に着目し、そこで生じている隘路の解消に向けて制度の創設を検討するものである。
- すなわち、校内外教育支援センターにおいて、①居場所機能のみならず、資質・能力の向上に繋がるような、柔軟で効果的、かつ組織的・計画的な指導の実現を図る観点、②不登校児童生徒の学びに向かいたい気持ち、学びに向けて続けている頑張りといった側面を積極的に受け止め、不登校児童生徒の努力をできる限り価値づけ、社会的自立を後押しする観点の大きく2点を重視し、新たな仕組みを創設するものである。
- このように、本特例は、現在行われている不登校児童生徒の学習活動を前提に、その学びを受け止め、後押しするものであることから、本特例の対象児童生徒としては、休み始めだが適切な伴走支援があれば学びに向かうことができる児童生徒や、心身の状態が回復してきた時期に学びに向かいつつある不登校児童生徒を想定した上で、総合的に判断することが考えられるところ。
- このため、本特例は、校内外教育支援センターを利用する全ての児童生徒を対象とするものではなく、各教育委員会等や学校が上記の視点から検討し、特別の教育課程の実施が適切であると判断された場合に実施するものであることに留意が必要。
- 併せて、特別の教育課程を編成するに当たっては、例えば、各教育委員会において、拠点となって特例を運用する学校を予め決めることなども考えられるところであり、必ずしも全ての校内外教育支援センターにおいて本特例を実施するものではないという点についても、併せて留意が必要。
- 上記も含め、制度の創設に当たっては、現在行われている活動実態を十分に踏まえ、教師、学校、教育委員会にとって過度な負担や負担感が生じないようにする必要がある。

- また、本特例の創設に当たっては、不登校児童生徒が様々な背景・理由により学校を欠席し、十分な学びの時間を確保できていないことが多いという実態や、通常とは異なる学習環境の中で、状態が変化しやすく、学習に向かっていくことが難しいことが多いという実態など、不登校児童生徒自身の多様な状況を正面から受け止め、指導方針や学習内容・学習環境を柔軟に調整できるような制度設計とすることが必要である。
- 加えて、長期的な見通しを立てることや学習意欲を維持することが困難な傾向がある不登校児童生徒に対しては、通常の学習過程と比べてより細やかで小さなステップを積み重ね、循環させていくことが重要であり、制度設計に当たっては、この点に留意しつつ、不登校児童生徒の「学びのサイクル」の考え方を重視することが必要である。
- 以上を踏まえ、不登校児童生徒一人一人の気持ちに寄り添い、その学びや成長を中心に据えた新たな制度として本制度を創設することで、以下の実現を図る。
 - 校内外の教育支援センターにおいて、居場所機能のみならず、児童生徒の学習意欲や自己肯定感が高まり、資質・能力の向上に繋がるような、組織的・計画的、かつ効果的な指導
 - 不登校児童生徒が取り組んだ学習内容や頑張り可能な限り受け止め、児童生徒の学習意欲や自己肯定感の向上に繋げる評価の充実を図るなど、不登校児童生徒の多様な実態に寄り添った評価

(※) なお、特別の教育課程（2階部分）は通常の教育課程（1階部分）と分断されるものではなく、通常の教育課程での日常的な見取りや指導・支援の工夫と、特別の教育課程における個に応じた指導・支援が相互に関連することで、教師の児童生徒理解が一層深まるなど、適切な指導・支援に関する知見が蓄積・共有されることが期待される。

③実現可能性の確保

- 前述の通り、本特例の創設に当たっては、その実現可能性を確保するため、教師、学校、教育委員会にとって過度な負担や負担感が生じないようにする必要がある。
- また、本制度の全国的な取組を促し、必要な不登校児童生徒に対して特別の教育課程を編成・実施できるようにするためには、学習指導要領の改訂を待つことなく、その実施体制や指導員等の研修に係る整備について、国が先頭に立って積極的に進めていくことが必要。具体的には、主たる実施場所である校内外教育支援センター等に対し、国として必要な支援を進めるとともに、制度に係る具体の考え方や参考事例をまとめた「運用の手引き」の作成、指導員等に対する研修動画の作成などが考えられる。
- 加えて、運用開始後においても、その成果や課題を踏まえつつ、国としてしっかりと伴走しながら、必要な支援に取り組んでいくことが重要である。

2. 対象となる児童生徒

(1) 対象となる学校種

- 現状、多くの公立小中学校において校内教育支援センターが設置されており、多くの市町村で域内の小・中学生を対象とした校外教育支援センターが設置されている実態を踏まえれば、本特例の対象としては義務教育段階が想定されるところであり、また、高等学校段階については、以下の状況があることから、通常教育課程の中でこうした仕組みを活用することで、不登校生徒個々の状態に応じた、柔軟で効果的な学びに繋げるため取組を行うことが可能と考えられる。
 - 現行制度においても、①学校設定科目の開設により、不登校により十分な学力の定着がでなかった生徒の学び直しを行うことや、不登校の支援として効果的な活動（SSTや体験活動など）を実施することが可能であり、また、②一定の要件の下、遠隔授業や通信教育による単位修得の機会が設けられており、学校や教室に入れない生徒に対しても学びを保障する取組が可能であるなど、個々の生徒に応じた取組の一部が、制度上認められている。
 - 総則評価・特別部会では、高等学校の単位制の柔軟化について以下の方向性も示されている。
 - ✓ 卒業までに修得させる単位数に含められる学校設定科目等に係る修得単位数の上限を引き上げること
⇒不登校生徒に対する学び直し等の学校設定科目についても、より柔軟に単位として認めることが可能に
 - ✓ 一定の要件の下、共通教科・科目等と学校設定科目を組み合わせるなどの科目の柔軟な組み替えを可能とすることとし、その場合にも、現行制度と同様、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど内容を選択して扱うことも可能にすること
⇒例えば、学び直し科目と履修科目を組み合わせ、生徒の基礎学力保障の取組を充実させるなどの多様な取組の展開が可能に
 - ✓ 単位の計算方法を見直し、50分×17コマの授業をもって1単位を標準とすること
 - ✓ 減単の基本的な考え方を改め、生徒の実態及び教育課程全体を通じた資質・能力の育成に資すると認められる場合は、一定の限度の下で減単が可能と整理すること
⇒例えば、学校に来られない時期があった場合においても、学期ごとに柔軟に科目の履修選択を認めるなどの柔軟な学習調整が可能に
- このため、本特例の対象については、当面、義務教育段階（小学校、中学校（中等教育学校前期課程を含む）、義務教育学校、特別支援学校の小学部・中学部）とし、本特例の運用上の成果・課題を踏まえ、将来的に、必要に応じて、高等学校段階の扱いについて検討することとする。
- その上で、高等学校段階においても、通常教育課程における仕組みを活用し、不登校児童生徒に対し、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保や、組織的・計画的な指導の充実が図られることは重要。
このため、義務教育段階において、本特例を実施する中で得られた知見や成果などについては、高等学校段階に対しても必要な情報共有が図られることが望ましい。

(2) 対象となる児童生徒の考え方

補足イメージ①参照

- 論点整理では、本特例の対象児童生徒について、「具体の判断は学校や教育委員会が児童生徒の実態等を踏まえ総合的に行う」としつつ、例示として、「断続的な欠席や早退・保健室登校などが見られる、不登校となる蓋然性が高いと考えられる場合」も対象となり得るとされた。
- この趣旨は、対象児童生徒を外形的な出席や学びの状況のみで判断するのではなく、不登校児童生徒の学びに向かいたい気持ち、学びに向けて続けている頑張りといった側面を積極的に受け止め、励まし、継続的な学びに繋げるという視点から、総合的に判断することにある。
- 上記を踏まえると、本特例の主な対象児童生徒は、学びよりも休養を優先すべき時期を除き、休み始め・回復期のいずれにも着目し、休み始めだが適切な伴走支援があれば学びに向かうことができる児童生徒や、心身の状態が回復してきた時期に学びに向かいつつある児童生徒を想定した上で、総合的に判断することとする。

(3) 対象となる児童生徒を判断するプロセス・観点等

① 特別の教育課程の編成プロセス 補足イメージ②参照

- 各学校が特例の対象となる児童生徒を判断するに当たっては、①児童生徒の状態把握、②学習方針の検討・決定、③本人・保護者の意向確認等のプロセスを経る必要がある。
- その際、各教育委員会においては、例えば、所管の学校において特例の対象となる児童生徒の考え方等を予め整理したり、拠点となって特例を運用する学校を予め決めたりするなど、特例を実施するために必要な体制整備を図るとともに、SC・SSW等の派遣支援や、積極的な指導・助言等、各学校が円滑に本特例を実施することができるよう、必要な支援を行う。

② 状態把握の観点の考え方

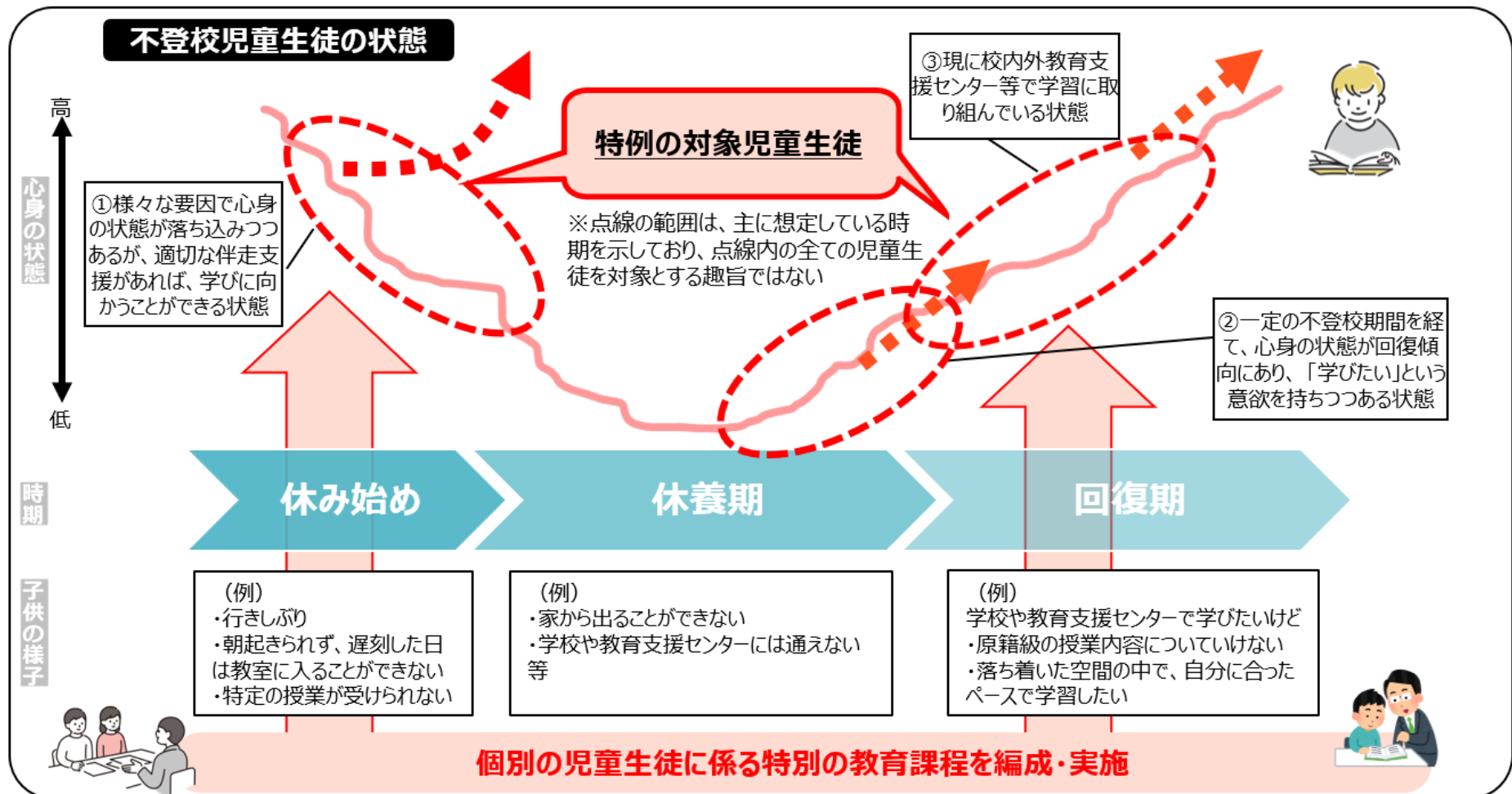
- 特別の教育課程を編成・実施するに当たっては、(2)で整理したとおり、対象児童生徒の状態を丁寧に把握した上で、当該児童生徒に特別の教育課程を編成するかどうかを総合的に判断することが必要。
- このため、不登校の原因や背景、期間のみならず、発達や経験の状況、他者との関係構築や生活習慣形成に当たっての課題といった生活の状況、学びへの興味・関心や学習の状況など、学びに向かう視点を適切に捉えるために把握が必要な観点を、「運用の手引き」において整理して示すこととする。
- その上で、不登校児童生徒の状態把握については、現行制度上も様々な工夫がなされていることを踏まえ、本特例における児童生徒の状態把握についても、本人や保護者への面談に加え、SC・SSW等の支援スタッフとの連携、ケース会議の開催など、その組織体制や具体プロセスについて一定の柔軟性をもって実施することを可能とすべき。

③ 学習方針の検討の考え方

- 学習方針の検討の際には、不登校児童生徒の継続的な学びと資質・能力の向上に繋がる柔軟で効果的な指導を行う観点から、個々の学習状況の実態を踏まえつつ、組織的・計画的な指導としていくことが重要。
- このため、学びに向かう状態を維持・向上する観点から、本人が興味・関心をもって取り組める学習内容となっているか、また、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げられる学習内容となっているかなど、②で把握した児童生徒の状態を踏まえつつ、学習方針を決定すべき。(この点を含め、具体の指導計画の内容や作成プロセスについては、「4. 個別の指導計画」参照)

特例の対象となる児童生徒のイメージ

- 具体には総合的な判断を行うことを前提としつつも、以下のような児童生徒を主たる対象として想定
 - ① 友人関係のトラブルや学業の不振など、様々な要因により心身の状態が落ち込みつつあるが、校内外教育支援センターによる早期の伴走支援があれば、学びに向かうことができる状態にある児童生徒
 - ② 一定の不登校期間を経て、心身の状態が回復傾向にあり、「学びたい」という意欲を持ちつつある児童生徒
 - ③ 現に、校内外教育支援センターで前向きに学習に取り組んでいる児童生徒 など
- 対象となる児童生徒の判断に当たっては、外形的な状況のみならず、学びに向かいたい気持ちなどを含め、多様な視点による状態把握が重要



特別の教育課程の編成の流れ（事例イメージ）

～休み始めに「学びに向かうことができる状態」や回復期に「『学びたい』という意欲を持ちつつある状態」にある児童生徒の例～



学校

日頃からの児童生徒の状態把握

①体制整備の
確認

②本人・保護者
の意向確認

③児童生徒の
状態把握

④指導方針の
検討・決定

⑤本人・保護者
への再確認

⑥特別の教育
課程の編成

※本人・保護者とのやりとりは、断続的に生じることが想定される

⑦指導環境を確認
する際の観点

・指導体制
・施設・設備の状況
・学校と校外教育
支援センターの連携
体制 など

⑧児童生徒の状態を把握する際
の観点

(1)不登校の背景や期間のみならず、(2)発達や経験の状況、(3)学習の状況や学びへの興味・関心、(4)他者との関係構築や生活習慣形成に当たった課題を含め、学びに向かう視点を適切に捉える

⑨指導方針を決定する際の観点

本人の学びに向かう状態を維持・向上する観点から、本人が興味・関心をもって取り組める学習内容となっているか、また、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げられる学習内容となっているかなど、⑧で把握した状態に基づき適切に判断する

※①～⑤の流れは、児童生徒によって異なることに留意。

（例１）様々な要因で心身の状態が落ち込みつつあるが、適切な伴走支援があれば、学びに向かうことができる状態にある児童生徒

校内教育支援センター

・SCやSSWの協力の下、学級担任や養護教諭、教育相談担当、支援員などが、本人・保護者と面談するなどして、当該児童生徒の状態を把握

・学級担任や養護教諭、教員相談担当に加え、必要に応じて教科担当、学年主任、支援員などが、ケース会議を開催するなどして、指導方針を検討
＜検討後＞
・校長が指導方針を決定

（例２）一定の不登校期間を経て、心身の状態が回復傾向にあり、「学びたい」という意欲を持ちつつある状態にある児童生徒

教育支援センター

・教育支援センターの状況に応じて、原籍校との連携の下、当該児童生徒の状況を把握
（例）
本人・保護者・教育支援センター・原籍校による４者面談を実施 など

・原籍校との連携の下、原籍校を交えたケース会議を開催するなどして、指導方針を検討
＜教育支援センターでの検討後＞
・校長が指導方針を決定

※こうしたケースは、教育支援センターが一定程度の体制を有している場合を想定しており、学校との役割分担は異なり得るもの

指導環境の整備

SC・SSWの派遣

指導主事等による
指導助言

教育委員会

3. 特別の教育課程の内容・授業時数

(1) 教育活動・授業時数の検討に当たっての前提

- 学校教育法施行規則では、年度の標準総授業時数や各教科等の標準授業時数が定められており、年度当初の計画段階では、これらの時数を確保することが前提であるが、本特例では不登校児童生徒が様々な背景・理由により学校を欠席し、十分な学びの時間を確保できていない実態を踏まえた制度設計とすることが必要であり、不登校児童生徒の状態を十分に踏まえて指導方針や学習内容・学習環境を柔軟に調整できるような制度とすべき。

(2) 対象となる教育活動 補足イメージ③参照

- 校内外教育支援センターで行われている教育活動は以下のとおり様々。
 - ① 各教科等に該当する教育活動（下学年等の学び直しを含む）
 - ② 各教科等には該当しない児童生徒の実態に応じた教育活動
 - ③ オンライン配信などによる原籍級の授業への参加
 - ④ ①～③に該当しない、いわゆる「居場所機能」を活用した事実上の活動
- (※) 学びの多様化学校では、上記①や②の教育活動について、各教科等の内容を精選したり、「新設教科」として設定するなどして、特別の教育課程を実施
- 上記の実態を踏まえ、特別の教育課程で対象となる教育活動は大きく次の2つに分類することとする。

(A) 各教科等の目標・内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動 (下学年等の学び直しやオンライン配信の活用をはじめ原籍級等への授業の参加を含む)

【想定される教育活動（例）】

- ・学習状況を踏まえた下学年・下学校種の学び直し
- ・オンライン配信の活用をはじめ原籍級等への授業の参加
- ・興味・関心等を踏まえた学習活動 等

(B) (各教科等には該当しない) 不登校児童生徒の実態に応じた、特に効果的な教育活動

【想定される教育活動（例）】

- ・個々の興味・関心に応じた探究的・体験的な活動
- ・他者とのふれあいを図る体験的な活動
- ・（コミュニケーション能力や対人関係構築スキル等の習得のための）SST 等

(※) いわゆる「居場所としての機能」を活用した活動は、引き続き、教育課程外での取組と位置づけ、児童生徒の実態に応じて柔軟に実施することが必要。

- 対象活動の実施に当たっては、不登校児童生徒の心身の状態に応じて、「落ち着いた空間の中で、個別に学習・指導するケース」と「不登校児童生徒同士あるいは原籍級の児童生徒と協働して学ぶケース」のいずれも想定されることから、本人の意向も十分に踏まえつつ、学習環境を提供することにも留意が必要。
- 加えて、本特例では、必ずしも全ての教科等を実施するのではなく、一部の教科のみであっても、特別の教育課程として実施することができる仕組みとすべき。
- また、左記の（B）の活動は、「調整授業時数制度」における、各教科等には該当しないものの、児童生徒の個性や特性、実態に応じた教育活動を実施する「裁量的な時間」との親和性があることを踏まえ、「裁量的な時間」として実施することが考えられる。「裁量的な時間」では、既存の教科等では対応が難しかった取組を柔軟に実施することで、休み始めの時期・回復期にある児童生徒の学習意欲を高めることが期待されるとともに、特例の対象ではない児童生徒と同じ空間で、それぞれ児童生徒が異なる取組を実施しやすい側面もあり、このような性格は、教室での学びに戻りつつある児童生徒を後押しすることにも繋がる。

(3) 授業時数 補足イメージ④参照

- 本特例の対象児童生徒は、不登校に至った背景や必要な支援も様々であるため、制度として一律に授業時数を定めるのではなく、児童生徒の実態を踏まえ、各学校長が適切な範囲で柔軟に授業時数を設定できるようにすべき。また、一定の考え方を整理したうえで、標準授業時数を下回る、柔軟な授業時数を計画段階で設定できることとし、その中での頑張りを積極的に評価できるようにする。具体的には、①不登校の期間や現在の出欠状況といった児童生徒の状態、②学びへの意欲や求める支援といったアセスメントに基づく児童生徒の在り方を総合的に勘案し、個別の指導計画を作成する計画段階において、本人や保護者の意向等も踏まえながら授業時数を設定する。
- また、不登校児童生徒の状態は変化しやすいことを踏まえ、授業時数や実施内容を状況に応じて適宜調整できることを前提とした、柔軟な運用も可能とする。

(4) その他

- 校内外教育支援センターで現状行われている取組のうち、通常の教育課程でも実施可能な活動（課題プリントを活用した個別学習、原籍級からの授業配信等）や、始業時間を遅らせるなどの不登校児童生徒の実態に配慮した指導上の工夫等は、特別の教育課程の中でも、柔軟に組み合わせながら取り組むことが必要。 8

特別な教育課程で想定される教育活動（イメージ）

校内外教育支援センターでの主な学びのイメージ

実施場所

- ①校内教育支援センター
- ②校外教育支援センター



教育活動

- (A)校内外教育支援センターでの学び直しを含めた各教科等に係る教育活動
- (B)(各教科等には該当しない)不登校児童生徒の実態に応じた教育活動
- (C)オンラインによる配信をはじめ原籍級の授業への参加



実施方法

- ①課題プリントの活用など、個に応じた個別学習
- ②グループ活動・集団活動
- ③原籍級からの授業配信
- ④NHK for School 等の質の担保された動画教材の活用等

校内外教育支援センターにおける 特別の教育課程イメージ

特別の教育課程

教育課程外で実施する取組

各教科等の目標・内容に基づきつつ、
柔軟に実施する教育活動

(各教科等には該当しない)
不登校児童生徒の実態に応じ
た、特に効果的な教育活動

居場所としての活用

※カウンセリングや進路相談
等の教育相談を含む

※主に裁量的な時間の活用を想定

【想定される教育活動（例）】

- ・学習状況を踏まえた下学年・下学校種の学び直し
- ・オンライン配信の活用をはじめ原籍級等への授業の参加
- ・興味・関心等を踏まえた学習活動 等
- ※一部教科のみであっても特別の教育課程として実施可能

【想定される教育活動（例）】

- ・個々の興味・関心に応じた探究的・体験的な活動
- ・他者とのふれあいを図る体験的な活動
- ・（コミュニケーション能力や対人関係構築スキル等の習得のための）ソーシャルスキルトレーニング 等

※実施方法については、個に応じて柔軟に実施。

⇒ 対象児童生徒の状態や学習意欲を踏まえた個別の教育活動を実施することで、学びに向かう力を支えることが必要

授業時数の考え方のイメージ

- 対象児童生徒については、不登校に至った背景や理由、必要な支援も様々であることから、制度として一律に授業時数を定めるべきではなく、対象児童生徒の実態を踏まえて、**各学校長が適切な範囲で柔軟に授業時数を設定できるような仕組みとすべき**
- 具体的には、**①不登校の期間や現在の出欠状況といった児童生徒の状態、②学びへの意欲や求める支援といったアセスメントに基づく児童生徒の在り方を総合的に勘案し、個別の指導計画を作成する計画段階において、本人や保護者の意向等も踏まえながら授業時数を設定することとする**
- ただし、その実施に当たっては、**対象児童生徒の状態は変化しやすいことを踏まえ、授業時数や実施内容を状況に応じて適宜調整できることを前提とした、柔軟な運用とすべき**

①不登校の期間や現在の出欠状況といった児童生徒の状態

(例)

- 不登校の期間はどの程度か
- 現在、例えば週あたりどのくらいの時間を学習に向かえているか
- 学習の習熟度はどの程度か
- SSR等でどのような学習等に取り組んでいるか

(具体のイメージ)

	Aさん	Bさん	...
不登校の期間	3ヶ月	1年	...
出欠状況	週3日(約15コマ)	週2日(約10コマ)	...
実際の学習時間	週で10コマ程度	週で6コマ程度	...
具体の状況	・一部教科の学習 ・創作活動	学習には向かえないことも多い	...

等

②学びへの意欲や求める支援といったアセスメントに基づく児童生徒の在り方

(例)

- 不登校の期間や時期(休み始め・回復期等)を踏まえ、学びに向かいたい気持ちをどの程度持っているか
- どういった学習や取組を行いたいと考えているか
例：自らの興味・関心や、習熟度に合わせた学習がしたい
集団活動に混ざりたい、そのためのスキルを身につけたい
- 本人や保護者の目標として、どういったペースでの学習を望むか 等

**実施内容等を含め、総合的に勘案し、
授業時数を設定**

【基本的な授業時数の考え方】

- 現在学習に向かえている時間や本人の意向等を踏まえて、年間の授業時数を設定。
- 本人の状態を踏まえ、柔軟に週単位や日単位の授業時数や内容の見直し。

(例)

現在、週2日程度出席することができている児童生徒に対し、本人等の意向を踏まえて、年間約600コマの授業時数(裁量的な時間を含む。)を設定。週3日程度の出席が基本だが、本人の状態等を踏まえて、例えば、ある週は2日程度としたり、一日1コマ程度としたり、柔軟に実施内容を決定・見直しを図る

⇒ 対象児童生徒の実態や状態の変化等に応じ、柔軟に授業時数を設定・運用

4. 個別の指導計画

(1) 個別の指導計画に係る基本的な考え方

① 本特例における個別の指導計画の必要性

- 「1. 基本的な考え方」で記載のとおり、状態が変化しやすく、学習に向かっていくことが難しいことが多い不登校児童生徒にとって、単に的確な指導計画が作成・実施されれば良いのではなく、子供自身が計画の作成過程等において、自身の学習目標の設定に関わり、工夫して学習を進め、振り返る中で、学びを積み重ね、前向きな経験として昇華させていくことで、学習意欲や自己肯定感を取り戻していくという視点が極めて重要。
- こうした視点から学習評価について考えると、在籍学年の教育課程に係る目標・準拠評価では、児童生徒の努力や頑張りを受け止め、後押しすることには限界があるため、特別の教育課程に基づく学習評価を可能とすべき。
- 上記の改善を図るに当たっては、前提として、特別の教育課程に係る学習評価の指導要録での記載は個別の指導計画で記載される指導内容に基づく評価と表裏一体であり、このため、前述のような視点を踏まえた新たな性質を有する個別の指導計画が必要である。
- もっとも、本特例の対象児童生徒に対しても通常の教育課程と同様、制度的に質が担保された学校教育に基づく学びを保障する必要があることから、少なくとも、教育課程の根幹をなすものとして教育内容、目標やねらい、授業時数、指導方法は、本特例における個別の指導計画においても不可欠な構成要素といえる。その上で、不登校の特性を踏まえて必要な配慮や指導計画に盛り込むべき要素について、以下のとおり整理する。

② 不登校児童生徒の特性を踏まえて配慮すべき事項

- 以下の実態を踏まえれば、学習指導要領の内容との整合性を図りつつ、教育内容、目標やねらい、授業時数について、一定柔軟な運用を可能とすることが必要。
 - 不登校児童生徒の多くは、様々な理由により学校を欠席し、十分な学びの時間を確保できておらず、学習指導要領の各教科等の内容を網羅的に学べる状態にないこと
 - 下学年等の学び直しを必要とするケースもあり、在籍学年の教育内容に基づく指導が困難なケースがあること
 - 学習に向かえる時間に制限があるなど、通常の教育課程に基づく授業時数をベースに考えることが困難な場合があること
- また、「1. 基本的な考え方」で整理したとおり、不登校児童生徒にとっては、「学びのサイクル」を実感・経験するという視点が極めて重要であることから、本特例においては、児童生徒が計画の作成過程にも深く関与、教師はその学びに伴走しながら必要な指導を行うという、児童生徒と教師がそれぞれの視点から活用することを前提とした、新たな性質を有する指導計画の作成が必要。
加えて、同様の観点から、不登校児童生徒にとって、学びにおいて意識したい視点の設定や、取り組んだ学びへの振り返り、児童生徒の学びや在籍する学校や学級で再び学びたいという本人の思いを後押しするためのフィードバック等が必要があり、指導計画にこうした新たな要素を加えることが必要。

③ 個別の指導計画に盛り込むべき要素の考え方 (※) 各要素詳細はp.15～18

- ②で整理した内容を踏まえ、本特例における指導計画は、児童生徒と教師がそれぞれの視点から活用できるものとして位置づけ、児童生徒の視点では「自身の学習」が見える化するもの、教師の視点では「学習への伴走の過程」が見える化するものとして整理する。また、こうした指導計画の位置づけや趣旨が適切に浸透するよう、その名称についても整理する。
- また、指導計画に盛り込む要素としては、学びにおいて意識したい視点、教育内容（順序を含む）、目標やねらい、指導方法（指導期間・教材を含む）、授業時数、振り返り、フィードバックとする。

(2) 個別の指導計画に盛り込むべき要素 補足イメージ⑥参照

① 学びにおいて意識したい視点

- 不登校児童生徒が抱える課題は様々であるが、自己肯定感の低下や学習への心理的な抵抗感が見られるなど、学びの基盤が整っておらず、学びに向かう気持ちや状態が変化しやすい傾向にある。こうした状況の中でも学びに向かいつつある児童生徒の気持ちを十分に受け止め、適切な学びに繋げていくためには、「何を学ぶか」という視点のみならず、「どのように学ぶか（どのようなことを意識すれば学びに向かいやすくなるか）」といった視点が極めて重要。
- また、前述のとおり、本特例では、学びのサイクルを実感・経験させる視点が重要であるが、この点、総則・評価特別部会においても、多様な特性等を有する児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、「個に応じた学習過程」を充実させていく中で、「見通しを持つ（学習前）」→「方略を工夫しながら学習を進める（学習中）」→「学習の成果を外化し振り返って次の学習に繋げる（学習後）」といったプロセスを児童生徒が円滑に行うことができるような教師の指導や支援が重要であることを示しているところである。
- こうした、いわゆる自己調整学習のサイクルを自律的に循環させ、学びを深めていくといった視点は、児童生徒の思いや状態を踏まえて学習内容や学習方法を調整していく必要がある不登校児童生徒の学びとも親和性が高いと言える。

- 一方で、長期的な見通しを立てることや学習意欲を維持することが困難な傾向がある不登校児童生徒にとっては、通常の学習過程と比べてより細やかで小さなステップを積み重ね、循環させていくことが重要。こうした不登校児童生徒の「学びのサイクル」の考え方を重視した上で、本特例では、「学びのサイクル」の考え方を踏まえた観点例をもとに記載した、「学びにおいて意識したい視点」を教師と児童生徒が共有し、円滑な学習を支援することとする。
- なお、「学びにおいて意識したい視点」は、学びに向かいつつある児童生徒にとって、学習の進捗度等に関わらず設定できる点や、現在の自分自身と向き合いながら小さなステップから設定できるといった点から、自己選択・自己決定が比較的容易であり、また、それを振り返ることに対する心理的な抵抗感も比較的少ないものと考えられる。このため、自身の学習への関与を支援することにも繋がり、学習意欲等を向上させることも期待できる。

(※) 本特例において児童生徒が計画作成に十分関与することの重要性に鑑みれば、計画作成に係る児童生徒の関与の仕方や度合い自体をその変化と共に計画内で把握できることが望ましく、とりわけ、本項目は学びのサイクルの実感を促すことに重点を置き、児童生徒が自身で設定、振り返りやすい項目として設けていることから、本項目の設定にあたり、教師が児童生徒とどのようなやりとりを経て設定したかを併せて記載することも有効と考えられる。(記載例：学習が継続しないという生徒の課題感を踏まえ、集中の継続時間に係る視点を教師が提案し、具体的な時間は生徒が決定)

(参考) 個に応じた学習過程	不登校児童生徒の「学びのサイクル」の考え方を踏まえた観点例	「学びにおいて意識したい視点」の記載例
見通しを持つ（学習前）	学びの「目標を立てる」観点 学びを「始める」観点	自分で目標を立てられるようにする 1日1回は自分から机に向かうようにする
方略を工夫しながら学習を進める（学習中）	学びを「進める」観点 学びを「続ける」観点	分からない時に誰かに相談したり自分で調べたりする 20分間は集中して学習に向かうようにする
学習の成果を外化し振り返って次の学習に繋げる（学習後）	学びを「振り返る」観点 「新たな学びに繋げる」観点	「できるようになったこと」を1日3つ振り返る 苦手な教科も少しずつ取り組むようにする

(※) 児童生徒の状態に応じて、必要な観点から記載をするイメージ

(※) 必ずしも定量的な記載とする必要はなく、定性的な記載も含め、当該児童生徒の自己肯定感の伸長や学びに向かう気持ちに寄り添った視点の設定が重要

②教育内容、目標やねらい、指導方法、授業時数

- 通常教育課程との関係性を十分に勘案し、可能な限り幅広い教科等の内容を取り扱うことや、そのために必要な時数を確保することが望ましい一方で、不登校児童生徒の実態を踏まえると、通常教育課程の教育内容や授業時数をそのまま適用することには限界がある。
- このため、「3. 特別教育課程の内容・授業時数」のとおり、本特例においては、教育内容（指導方法を含む）や授業時数について、一定の考え方を整理した上で、計画段階では柔軟な運用（例えば、標準授業時数を下回る時数の設定など）を可能としており、本特例を活用した学びが、通常教育課程の学びにも繋がっていくと考えられる場合には、計画作成段階において、柔軟な運用を認めるべきである。

（※）その上で、どこまで柔軟な運用を可能とすべきかについては、学びの多様化学校や、研究開発学校の取組も踏まえ、「運用の手引き」での整理も含め引き続き検討が必要。

（※）指導計画は随時見直すことを前提とし、児童生徒の実態に即して見通しが立てられる範囲で記入されるべき。

- 上記の点を踏まえつつ、記載する具体的内容について以下のとおり整理する。

<①授業時数>

- 総授業時数は、「3. 特別教育課程の内容・授業時数」で整理した内容を基に柔軟に設定し、その上で、②で決定する教育内容ごとに、授業時数を割り振り、指導計画に記入。

<②教育内容（順序を含む）、目標やねらい、指導方法（指導期間・教材を含む）>

- 教育内容は、本特例で対象となる教育活動（以下2つに分類）のうち、不登校児童生徒の実態と学習指導要領の内容との整合性の双方を勘案しながら、本人の興味・関心も踏まえつつ設定し、指導計画に記入。

（※）その際、複数の教師や指導員等が指導計画を参照することを前提に、共通認識を持ちながら指導にあたれるよう、その内容が落とし込まれることが必要。

（A）各教科等の内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動

（下学年等の学び直しやオンライン配信の活用をはじめ原籍級等への授業の参加を含む。）

（B）（各教科等には該当しない）不登校児童生徒の実態に応じた、特に効果的な教育活動

- その上で、指導計画に記載する教育内容の考え方や粒度について、対象となる活動ごとに右記のとおり整理。

（A）各教科等の内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動

- ・学習指導要領では教育内容が内容のまとまりによって構造化されており、各教科等で内容のまとまりごとに育成を目指す資質・能力が整理されている。
- ・特に不登校児童生徒の場合、取り組める内容や授業時数が限定的である場合があり、学習内容の関連性や到達状況が把握しにくいケースもあるため、指導計画においては、内容を「単元などの内容のまとまり」ごとに整理することとし、限られた学習機会の中でも一定の体系性をもった指導の実現を図る。
- ・また、上記の整理を行うことは、以下の観点からも効果が期待されるところ。
- ✓ 指導と評価の関係性が整理しやすくなり、指導と評価の一体化に繋がること
- ✓ 下学年※の学習内容を取り扱う場合などにおいても、当該学年で既に整理された「単元などの内容のまとまり」を参考に整理をすることが可能であるため、教師の負担を抑えることにも繋がること

（※）他学校種の学習内容を取り扱う場合には、今後設計を予定されている「デジタル学習指導要領」も積極的に活用しつつ、学校間で連携しながら整理するなどの工夫が考えられる。

- ✓ 指導にあたる複数の関係者にとっても、指導内容を理解しやすく、情報共有や指導の引継ぎの円滑化にも繋がること
- ・記載の粒度は、例えば、一定の授業時数を目安として設定した上で、一コマごとの計画を詳細に記載するのではなく、内容のまとまり全体で記載することで、学習の柔軟性や指導の実現可能性の向上に資する側面があると考えられる。
- ・その上で、「単元などの内容のまとまり」ごとに記載をしていくことが難しいケースについては、内容のまとまりを参考にしながら、児童生徒の状態に即して実現可能な内容の単位で記載することが考えられるが、こうしたケースの記載内容の具体については、「運用の手引き」で示すこととする。

（B）（各教科等には該当しない）不登校児童生徒の実態に応じた、特に効果的な教育活動

- ・（A）を参考に、活動内容に照らして一定の授業時数を目安とした内容のまとまりごとに記載することなどが考えられるが、当該教育活動は、不登校児童生徒の状態や学習環境に照らして個別に必要な活動を設定していくこととなるため、一律に記載の考え方や粒度を整理することは困難であり、この点を踏まえ、具体の記載例などについては「運用の手引き」で示すこととする。

- また、教育内容とともに、目標やねらい、指導方法についても、児童生徒の状態に応じて一体的に検討し、設定することとする。

（※）指導期間の決定に当たっては、児童生徒本人の意思や心身の状況を踏まえ、今後、通常の学級を学びの場とすることも含め検討を行うことも考えられる。

③振り返り、フィードバック

- 不登校児童生徒は、十分な学びの時間を確保できていないなどの背景から、学習内容や方法でつまずきが生じることが多く、このため、教師や指導員等は、こうした児童生徒のつまずきを含めた学習の過程をより丁寧に見取りながら、改善の見通しや意識すべき点など示すことで児童生徒の学びを支えると同時に、児童生徒の学習意欲や自己肯定感を取り戻していくといった視点が重要。
- また、児童生徒は、教師や指導員等のフィードバックを受けながら、自らの学習を振り返り、自身の課題や成長を認識するとともに、それを踏まえて学習を調整・改善しながら取組を進めていくことで、学びのサイクルを実感し、学習を行うための基盤を整えていくことが重要。
- このように、教師と児童生徒のそれぞれの視点から学習の過程に特に着目し、つまずきや伸びを共有しながら学習・指導の改善につなげていくという考え方は、いわゆる形成的評価と共通するものであり、本特例では、こうした形成的評価の考え方を一層重視しながら、学習を指導・支援する視点が重要。
このため、こうした形成的評価の考え方に基づく「振り返り」や「フィードバック」も指導計画に要素として位置付けることとし、児童生徒が「学びのサイクル」を実感しながら取組を進め、学習意欲等を向上させることに繋げていく。

(※) また、「振り返り」や「フィードバック」を通じて教師や指導員等と児童生徒がともに取組の成果や課題を把握し、指導内容や方法を見直すことで、より児童生徒の状態に即した適切な指導計画を作成していくことにも繋がるほか、再び通常の学級で学ぶという選択肢も含めて、今後の学びの場に係る検討にも資するものと考えられる。

- 上記の点を踏まえつつ、記載する具体的内容について以下のとおり整理する。
- ✓ 「振り返り」は、計画作成に当たって自身が深く関与できることの多い「学びにおいて意識したい視点」や「教育内容」を中心に、児童生徒の視点から振り返ることが考えられる。その際、できる限り自分の言葉での振り返り（自己評価）を促すことが望ましい。
- ✓ 「フィードバック」については、日頃の頑張りや達成できた内容を丁寧に捉え、それを可視化し、励ますことで、児童生徒の自己肯定感を向上させる観点と、児童生徒に改善の見通しや今後に向けて意識すべき点などを示し、学習の改善を促す観点などを踏まえ、教師や指導員等による児童生徒に向けた言葉として、記載することが重要。

(※) その際、不登校児童生徒の中には、「評価」という行為自体に心理的な抵抗感を抱える場合があるという指摘も踏まえ、特に、前者の視点（自己肯定感を向上させる視点）を重視することが重要。

(3) 個別の指導計画作成に係るプロセス

①前提となる基本的な考え方

- 法令上、教育課程は、各学校において編成することとされている。また、教育委員会は学校の管理者として、教育課程が適切に編成・実施されているかを把握し、必要な指導・助言を行う責務を有する。
この点、例えば「特別的教育課程」により日本語指導を行う場合は、必要事項を盛り込んだ指導計画を作成し、作成した指導計画は、設置者に提出することとされている。
- 本特例における特別的教育課程も、最終的には対象児童生徒の教育課程全体に責任を持つ学校が編成する必要があり、また、日本語指導に係る特別的教育課程と同様、指導計画は設置者へ届け出ることが必要である。
- また、計画作成は、学校内で対象児童生徒の指導を実務的に担う学級担任が主導することが考えられるものの、本特例においては、主として校内外教育支援センターで指導が行われるケースが想定されることを踏まえ、例えば、校内教育支援センターに配置されている教師が、校内外教育支援センターで学習する児童生徒の指導計画の作成を主導したり、日頃指導を行っている指導員が担任教師と密に連携した上で計画作成を主導したりするなど、学校の体制や実態に応じて適切な者が計画作成を主導し、その上で、最終的には、担任教師が確認の上で、学校として計画を作成することも可能とすべき。

(※) 指導員等が計画作成を主導することも前提に、計画作成に係る負担の軽減や、計画の質の向上を支える観点から、生成AIを活用することも含めて検討。

- なお、本特例の指導計画は、児童生徒と教師がそれぞれの視点から活用するものとして整理しているため、計画作成のプロセスにおいても、児童生徒の関与という視点も踏まえた整理を行うべき。
- また、年度途中の特例開始や終了も可能となるような仕組みとすることで、児童生徒の実態に応じた柔軟な特例の実施を可能とすべき。14

②指導計画作成までの流れ 補足イメージ⑥参照

(0) 計画作成に当たって必要な実態把握 補足イメージ⑤参照

- 本特例の対象児童生徒の学びに向かう気持ちや学習状況は様々であるため、計画の作成に先立ち、学級担任をはじめとする関係者が児童生徒の実態を丁寧に把握する必要がある。具体的には、「児童生徒理解・支援シート」等の支援計画や指導の記録を参照したり、指導員等と連携しながら、必要に応じて児童生徒と面談等を行ったりすることで、「学習に対する思いや願い」「児童生徒の様子」「学習に向かうことのできている教科や環境」「必要な留意点」などを丁寧に把握することが考えられる。
- なお、「児童生徒理解・支援シート」については、国として参考様式を示しているものの、現状、各学校において、不登校児童生徒や障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒への支援のためにそれぞれ必要な資料が作成・活用されており、内容の重複が見られたり、内容の連携が困難なケースがあるといった指摘がある。今般、これらに加え、特異な才能のある児童生徒への特別の教育課程について議論がなされていることなども踏まえ、これらの児童生徒を包括的に支援し、教育の質の向上に繋げるとともに、学校現場の過度な負担を軽減する観点から、「児童生徒理解・支援シート」を含め、複数の特例に基づき作成する計画等を一つの電子ファイルで一体的に運用することができる様式（「2階シート」（仮称））を国として示し、「2階」における複数の特例に重複しても俯瞰的に当該児童生徒への支援ができるようにすべき。
- 「2階シート（仮称）」では、児童生徒に関する情報を重複なく確認できる共通シートと、それぞれの特例ごとの固有の事項を重点的に記載できる個別シートで構成し、俯瞰できるようにしつつ、具体の様式は今後検討し、「運用の手引き」で示すべき。
- なお、国として様式を示す「2階シート（仮称）」は、あくまで参考様式であるが、今後、校務支援システムとの連携や学校段階間の接続、転校の際の引継ぎの円滑化など教育DXの観点も考慮し、関係者の意見も聴取しながら、できる限り多くの教育委員会や対象児童生徒の多様性を受け止められるような汎用性が高いものとして設計すべき。

(1) 学びにおいて意識したい視点の設定 (p.12参照)

- 計画において児童生徒の思いを汲み取る最初のステップであり、また、比較的児童生徒自身が決定しやすい項目であることから、設定にあたり児童生徒が自ら設定（困難な場合は児童生徒が納得感のあるものを選択）できるよう、支援することが重要。
- このため、児童生徒が思いを表出しやすいよう、学級担任や指導員等が連携の上、面談等を実施し、児童生徒と丁寧な対話の上で決定されることが望ましい。

(2) 授業時数・教育内容・指導方法等の設定 (p.13参照)

- 本項目の設定では、通常教育課程も踏まえた授業時数等の調整が必要であるほか、特に「(A) 各教科等の内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動」については、対象となる教科についての調整が必要。また、指導員等の視点で、その実現可能性を考慮することも重要。このため、本項目の決定に当たっては、学級担任に加え、教科担当や指導員等との十分な連携の上、これらの項目を設定していくことが必要。
- 設定に当たっては、(1)と同様、自己選択・自己決定の機会の創出を意識しながら児童生徒との対話を通じて設定されることが望ましい。
- 決定の流れは児童生徒によって様々であるが、例えば以下のような流れが想定されるところ、その具体は「運用の手引き」で示すこととする。

<流れの一例>

- 指導員と児童生徒が面談し、興味・関心のある教科や目指す学習のペースなどについて聞き取り、それを関係者間で共有。
- 学級担任が適宜教科担当等と相談の上、週単位などで概ねの時数、教育内容について方針を検討。作成したものは指導員に共有。
- 指導員は、日頃の対象児童生徒の様子や実際の特例における指導を念頭に、した実現可能性の観点から確認。
- あらためて関係者間で相談の上で決定し、合意が取れたものを指導員から児童生徒に提示、必要に応じて再調整。

(3) 学校長の承認、教育委員会等への届出

- 指導計画は、学校長の承認を得た上で、教育委員会等に対して届出。なお、本特例の指導計画は、児童生徒の状態に応じた柔軟な見直しを前提としており、計画を見直した際の届出の要否は、学校現場の負担も十分に勘案した上で、見直しの範囲や程度に応じ、各教育委員会等において判断されるべき。

個々の児童生徒に係る教育課程の編成・実施のための「2階シート（仮称）」（イメージ）

- 個々の児童生徒に着目した特別の教育課程の編成・実施に当たり、対象となる児童生徒一人一人の個性や特性に応じて資質・能力の着実な育成を図るため、指導計画等を作成・活用することが必要。
- 現状、各学校では、障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒への支援等のために、**指導計画や「児童生徒理解・支援シート」等が作成・活用されているが、それぞれの計画等で相互に重複する記載があったり、計画等を相互に連携して機能させることが困難**といった課題がある。
- こうした現状も踏まえ、**教師の過度な負担・負担感を生じさせず、児童生徒をできる限り包括的に支援し、教育の質の向上に繋げるために、これらの計画等を一つの電子ファイルで一体的に運用することができる様式（「2階シート」（仮称））を国として示し、「2階」における複数の特例に重複しても俯瞰的に当該児童生徒への支援ができるようにする。**

現状

① 児童生徒理解・支援シート（支援計画） - 不登校児童生徒、障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒等に対する支援計画を統合したもの - 実態は、不登校児童生徒のための作成・活用がほとんど	②A 個別的教育支援計画 - 法令上、特別支援学校、特別支援学級、通級指導を受ける児童生徒について作成は義務 - 通常学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒などについての作成は努力義務	②B 個別の指導計画	③ 日本語指導特別の教育課程個別の指導計画 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の指導・支援のために作成
--	---	-------------------	---

作成状況（例）

Aさん（通常学級在籍／通級指導を受ける／不登校児童生徒）



①

②A

②B

①と②Aにおいて、当該児童生徒に関する基本的な情報について記載内容にかなりの重複があり、非効率。作成自体に負担がある…

Bさん（通常学級在籍／特別な支援を必要とする／日本語指導が必要な児童生徒）



②A

②B

③

②Bと③において、特別支援の観点から踏まえた通常の教科等の指導と日本語指導の計画を別々に作成することになるので、連携した指導がしづらい。教育活動全体を俯瞰して関係者と連携したり、一体的な指導・支援が困難…

今後（改訂後）

2階シート（仮称）

【指導計画】

- 個々の児童生徒ごとの特別の教育課程に応じた様式を作成。複数の特別の教育課程を編成・実施する場合は、本様式で記載の重複を避け俯瞰して連携できるようにしつつ、それぞれの特例ごとの様式では固有の事項を重点的に記載することを想定。

新規作成

特別の教育課程
通級指導
特別支援学級

改善

特別の教育課程
日本語指導

新規作成

特別の教育課程
不登校

新規作成

特別の教育課程
特異な才能



【支援計画相当】

- 特別の教育課程の編成が必要な場合を含め、個別の指導・支援が必要な場合は、児童生徒に関する基礎的な情報を記載する「児童生徒等理解・支援シート」を作成する。

改善

児童生徒等理解・支援シート

※ 本様式は、特別支援学級、通級指導を受ける児童生徒、通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒について、法令上作成が求められている個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成に活用できる様式とする方向で検討。
※ 特別支援学校における個別的教育支援計画・自立活動を含む個別の指導計画との関係性は別途整理が必要。

③指導の実施、振り返り・フィードバック、見直し

(1) 指導の実施

- 指導計画に基づき指導を実施。場合によっては複数の場で指導が行われることとなるが、指導の一貫性を図る観点や学校の負担軽減を図る観点から、この場合も1つの計画を関係者で共に活用する。その際、指導計画は学級担任を含めた関係者間で随時共有されるべきであるところ、電子媒体によるクラウド共有等の方法も含めた具体の運用については、「運用の手引き」等で整理すべき。

(2) 本人の振り返り・フィードバック (p.14参照)

- 中長期的な見通しを持つことが困難なことが多い不登校児童生徒にとっては、比較的短い単位で学習を振り返ることで、小さな達成感を積み重ねることが望ましい。このため、例えば、指導計画内で内容のまとめごととに設定した時数が終了したタイミングや、特に対象児童生徒の変化が見られたタイミングなどで振り返りを促すことが考えられるが、振り返り自体が児童生徒の学習の負担にならないようにも留意しながら、児童生徒の状態に応じて適切な頻度で振り返ることとする。
- その際には、児童生徒が学びのサイクルを実感・経験する観点から、可能な限り児童生徒が自分の言葉で振り返り、それを頑張りとして受け止め、励まし、自己肯定感を向上させるといった視点を第一にフィードバックが行われることが望ましく、このため、フィードバックは日頃指導に当たっている教師や指導員等が中心に行い、計画に記入することが考えられる。

(※) 指導員等が計画に記入する場合も、最終的には、計画作成を主導・管理する学級担任等の教師がその内容を確認の上で決定

(3) 指導計画の見直し

- 状態が変化しやすく、学びに向かう気持ちも落ち込みやすい不登校児童生徒に対して、実現可能性を確保しながら段階的に学びを発展させていくためには、(2)の振り返りやフィードバックも参考に、児童生徒の実態や学習状況等を踏まえ、必要に応じて指導計画を柔軟に見直していくことが重要。
- 見直しのタイミングとしては、教師や指導員等の視点から、児童生徒の目標達成や学習の進捗が見られた場合はもちろん、当初設定した目標や教育内容の実施が進まず、目標の変更が必要な場合などが考えられるところであり、通常の教育課程の学びにつなげる観点や、児童生徒の学習意欲等を向上させる観点も意識しつつ、主に以下のような視点で見直すこととする。

<指導計画を見直す際の視点>

- | |
|--|
| <p>① 当初の目標を達成したり、当初の予定を上回る学習の進捗が見られる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の学びへの向き合い方に関する目標を充実させたり、再設定することはできないか ・ 学びに向かえる授業時数や教科を増やすことはできないか <p>(※) 必要に応じて、再び通常の学級という場で学ぶことも含め、今後の学びの場に係る検討を行う</p> |
| <p>② 当初の目標や教育内容が過度な負担となっている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習の様子や達成状況を踏まえて、当面の間は授業時数を削減した方が良いか ・ 現在取り組んでいる学習のペースを緩やかにしたり、必要に応じて、下学年の学び直しや前学期の内容を取り入れた方が良いか |

【指導計画に盛り込むべき要素】

- 学習指導要領に示す教育課程の基本的な考え方や不登校児童生徒の特性を踏まえて、指導計画には、以下の要素が考えられる。

- ①学びにおいて意識したい視点、②教育内容（順序を含む）、
③目標やねらい、④指導方法（指導期間・教材を含む）、
⑤授業時数、⑥振り返り、⑦フィードバック

【指導計画作成プロセスの前提となる基本的な考え方】

- 指導計画は、学校の体制や実態に応じて適切な者が作成を主導し、最終的には、担任教師が確認の上で、学校として計画を作成することも可能とすべき。
- 指導計画作成のプロセスでは、児童生徒がどのように関与すべきかといった視点を十分考慮すべき。
- 児童生徒の実態に応じ柔軟な特例実施が可能となるよう、年度途中の特例開始や終了も可能な仕組みとすべき。

I. 指導計画作成までの流れ

(0) 計画作成に当たって必要な実態把握

- ・学級担任をはじめとする関係者が児童生徒の実態を丁寧に把握。

(1) 「学びにおいて意識したい視点」の設定

- ・「学びのサイクル」の考え方を踏まえて児童生徒が自ら設定（困難な場合は児童生徒が納得感のあるものを選択）できるよう、支援することが重要。
- ・学級担任や指導員等が連携の上、児童生徒と丁寧な対話の上で決定されることが望ましい。

(2) 授業時数・指導内容・指導方法等の設定

- ・学級担任に加え、教科担当や指導員等も関与の上、これらの項目を設定していくことが必要。
- ・児童生徒の自己選択・自己決定の機会の創出を意識しながら児童生徒との対話を通じて設定されることが望ましい。

(3) 学校長の承認、教育委員会への届出

- ・指導計画は、学校長の承認を得た上で、教育委員会等に対して届出。
- ※指導計画を見直した際の届出の要否は、学校現場の負担も十分に勘案した上で、その範囲や程度に応じ、各教育委員会等において判断。

II. 指導計画の実施、振り返り・フィードバック、見直し

指導計画に
盛り込むべき要素

(1) 指導の実施

- ・指導計画に基づき指導を実施。
- ・学級担任を含めた関係者間で随時共有。

(2) 本人の振り返り・フィードバック

- ・児童生徒の状態に応じて適切な頻度で振り返りの実施。
- ・振り返り際には、児童生徒の頑張りを受け止め、励まし、自己肯定感を向上させるといった観点を第一にフィードバックが行われることが望ましい。

(3) 指導計画の見直し

- ・児童生徒の状態や学習状況等を踏まえ、指導計画を柔軟に見直していくことが重要。

必要に応じて、Iの
(1) 又は (2) へ戻り、
指導計画を見直し

5. 学習評価

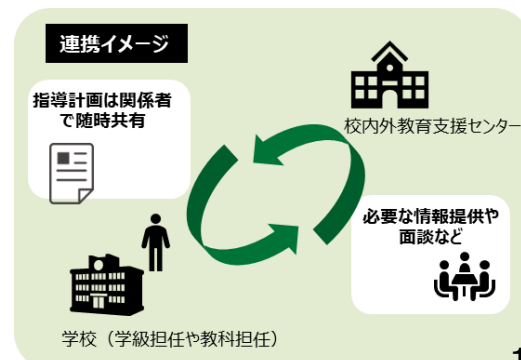
(1) 基本的な考え方と方向性 補足イメージ⑦参照

- 通常教育課程では在籍学年の教育課程に基づく学習評価を行うことが必要であり、不登校児童生徒が下学年の学び直し等の教育活動を実施したとしても、実態を踏まえた柔軟な評価には一定の限界がある。このため、本特例では、不登校児童生徒の一人一人の学びの実態を踏まえた適切な学習評価に繋げていけるよう、通常教育課程との関連を十分に勘案しながら、通常教育課程とは異なる学習評価を行うことが必要。
- また、不登校児童生徒が様々な背景・理由により学校を欠席し、十分な学びの時間を確保できていないことが多い実態を踏まえると、学習の成果だけでなく、学習に取り組んできた過程を重視するとともに、他者との比較ではなく児童生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、頑張りや進歩の様子などを把握し、児童生徒がどれだけ学びに向き合い成長したかという視点が重要になる。
- これらを踏まえ、本特例における学習評価については、特に以下の点を重視し、不登校児童生徒の多様な実態に寄り添った評価の実現を図る。
 - 個別の指導計画を活用し、児童生徒自身の振り返りや教師のフィードバックを通じた形成的評価の一層の充実を図ること
 - 児童生徒が取り組んだ内容や頑張り可能な限り受け止め、児童生徒の学習意欲や自己肯定感の向上に繋げる評価の充実を図ること
 - 学習の進捗の遅れや部分的な学習に対しても、在籍する学年等に過度に縛られることなく、長期的な視点で、一人一人の変化や成長をベースに評価が行われることが望ましいこと
 - 児童生徒の実態を踏まえて必要な場合には、観点別評価に基づく評定ではなく、個人内評価を取り入れた評価の総括も可能とすること

(2) 学習評価に係る各論点

① 学校と校内外教育支援センターとの情報共有や連携

- 学習評価は、最終的には、対象児童生徒の教育課程全体に責任を持つ学校（学級担任や教科担任等）により行うものであるが、本特例における指導は、学級担任や教科担任を含む関係者が連携の上で作成した指導計画をもとに、主に、校内外教育支援センターにおいて指導員等がその支援・指導を主導することも想定される。
- このため、学級担任や教科担任が最終的な学習評価を行うに当たっては、校内外教育支援センターの指導員等から必要な情報提供を受けることが必要であり、指導計画の作成段階で、学習成果等についてどういった情報共有を学校が受けるかをあらかじめ整理しておくことが望ましい。
- その際、指導計画には振り返りやフィードバックを記録し、学級担任を含めた関係者間で随時クラウド等で共有することも含めて検討することとしており、これらも重要な評価材料になりうると考えられる。
- このほか、評価材料として、例えば、児童生徒の活動の記録や成果をまとめたものなどの提供を受けたり、面談・打ち合わせ等を通じて学習成果について情報提供を受けたりすることなどがあり得る。
- さらに、校内外教育支援センターの体制が充実している場合には、評価のたたき台をセンター側で作成するといった運用も考えられるところであり、こうした点を含めて、その具体は、「運用の手引き」で示すこととする。



不登校児童生徒に係る特別の教育課程の学習評価の論点整理

【基本的な考え方と重視すべき視点】

本特例における学習評価については、通常の教育課程における学習評価の方向性も前提にしながら、特に以下の点を重視し、**不登校児童生徒の多様な実態に寄り添った評価の実現を図る。**

- **個別の指導計画を活用し、児童生徒自身の振り返りや教師のフィードバックを通じた形成的評価の一層の充実を図ること**
- 児童生徒が取り組んだ内容や頑張りを可能な限り受け止め、**児童生徒の学習意欲や自己肯定感を向上に繋げる評価の充実を図ること**
- 学習の進捗の遅れや部分的な学習に対しても、在籍する学年等に過度に縛られることなく、**長期的な視点で、一人一人の変化や成長をベースに評価が行われることが望ましいこと**
- **児童生徒の実態を踏まえて必要な場合には、観点別評価に基づく評定ではなく、個人内評価を取り入れた評価の総括も可能とすること**

【学習評価に係る主な論点】

①教師等が学習評価を行うにあたり、校内外教育支援センターの指導員等とどのような連携を図り、何を評価材料として学習評価を行うべきか。

（方向性）校内外教育支援センターと必要な情報を事前にすり合わせ、情報提供を受ける。評価材料は、計画の内容や活動の記録・成果をまとめたものなどを想定。

②多くの場合、教科ごとにその目標の取扱いが異なる場合が想定される（下部、補足イメージ参照）が、こうした目標の違いを踏まえつつ児童生徒の実態や学習状況に応じた評価を実現するためには、どのような学習評価を行うことと整理すべきか。特に、下学年の内容等に取り組むケースについては、どのように取扱うべきか。

（方向性）一人一人の学びの実態を踏まえた学習評価に繋がっていけるよう、複数のパターンから児童生徒の実態や学習状況に応じて柔軟に学習評価を行う。
 その中で、下学年の内容等に取り組むケースについても、在籍学年に抛らない形での評価・評定や、記述による評価など、柔軟に評価が行えるように。

③通常の教育課程とは異なる評価・評定が行われることも念頭に、通常の教育課程との関係性も踏まえながら、**指導要録での評定等の取扱いをどう考えるべきか。**

（方向性）通常とは異なる目標に基づき評価を行う場合はそれが分かるよう要録に記載。また、計画や計画を要約したものを添付することで要録への記載に替えることも可能に。

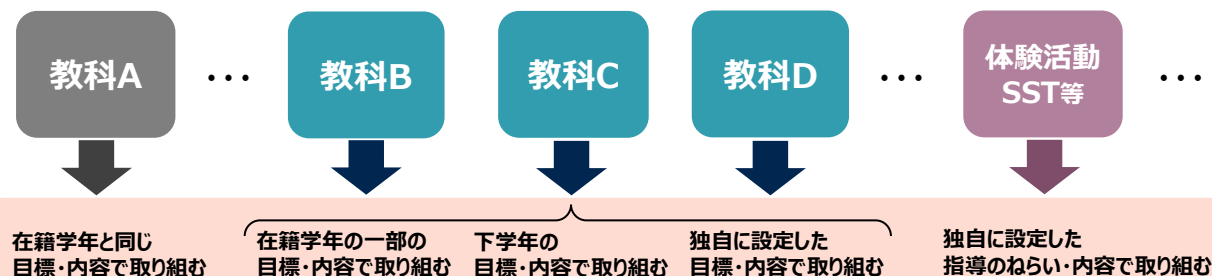
②の補足イメージ

例えば、数学は在籍学級の授業にオンラインで参加できるが、国語は校内教育支援センターで下学年の学習内容に取り組むなど、それぞれの教科ごとに、評価の前提となる各教科等の目標が異なる。

(A)各教科等の内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動

(B) 不登校児童生徒の実態に応じた特に効果的な教育活動

(例)



※上記のほか、児童生徒の状況によっては、目標を設定し、学習に取り組むこと自体が困難な教科等が存在することも考えられる。

評価の
総括



こうした目標の取扱いの違いを、指導要録等においてどのように記載すべきか。

<参考> 通常の教育課程における学習評価

知識・技能	A
思考・判断・表現	B
学びに向かう力	○
評定	4

総括

②対象活動ごとの評価の取扱い等 補足イメージ⑧参照

- 本特例では、教科ごとによってその目標の取扱いが異なる場合や、具体的な評価の方法が異なる場合が考えられるところ、一人一人の学びの実態を踏まえた適切な学習評価に繋げていく観点から、画一的で限定的な評価手法に縛られるのではなく、様々な評価方法の中から児童生徒の実態や学習状況に応じて柔軟に学習評価を行うことができるようにする必要がある。

- 上記を踏まえつつ、対象活動ごとに次のとおり評価における取扱いを整理。

< (A) 各教科等の目標・内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動 >

- 通常の教育課程における学習評価では、学習指導要領に基づく各教科等の目標に準拠した形での評価（以下、「目標準拠評価」）が行われている。
- 本特例においては、教科ごとに評価の前提となる目標設定が異なり、具体的には、大きく以下4つの目標設定のパターンが考えられるところ。

【各教科等の目標の取扱いによるケースの違い】

- ①在籍学年と同一の目標に基づき評価を実施するケース
- ②在籍学年の一部の目標に基づき評価を実施するケース
例：中学2年生の数学のうち、「式」「計算」「方程式・不等式」の内容に係る目標を年間目標とし、それに基づき評価
- ③下学年の目標に基づき評価を実施するケース
例：中学2年生が中学1年生の数学の目標を年間目標とし、それに基づき評価
- ④学習指導要領の目標も踏まえつつ、独自に設定した目標に基づき評価を実施するケース
例：計算が好き・得意な生徒に、計算に継続的に取り組むことや、そこから規則性を見出すことを目標に設定、評価
- 不登校児童生徒の学びが必ずしも連続的ではないことを踏まえ、評価の前提となる教科等の目標は、必ずしも本特例に基づく学習を開始する際に設定した目標である必要はなく、指導計画で児童生徒とともに随時決定してきた学習目標を総括する形で整理し、それに基づき評価を行うことも可能
(※) 例えば、特例開始時点では数学は在籍学年の目標に基づき取り組むことを計画していたが、児童生徒の学習状況を踏まえ、途中から下学年の目標に基づき学習に取り組んだ場合などにおいて、①ではなく、③のケースとして取り扱うことも想定される。)
- その上で、上記の各ケースに基づき、どのような評価を行うべきかを整理。

- ①～③のケースは、指導計画で「単元等の内容のまとめ」ごとに記載されるが、実施方法こそ柔軟であるものの、その目標や内容は通常の教育課程と同一と言える。特に①のケースについては、在籍学年における該当教科の評価規準に基づいて観点別評価・評定の実施が可能であり、このため、通常の教育課程の学びに繋げる観点からも、他の児童生徒と同様、学習指導要領に基づく教科の観点別評価・評定を実施することを基本とする。（評価方法A）

- また、②や③のケースは、目標が異なるため、在籍学年の評価規準（「知識・技能」「思考・判断・表現力」）に基づき観点別評価・評定を行うことは困難であるものの、育成を目指す資質・能力を踏まえ児童生徒がどれだけ成長したかを評価することは重要であることから、例えば、②のケースでは在籍学年の評価規準の一部を活用しながら、③のケースでは下学年の評価規準やその一部を活用しながら、観点ごとの評価や評定を行うことも可能とする。（評価方法B）

(※)「学びに向かう力」は、「見取る姿（仮称）」に示す行動の「継続的な発揮」をできるだけ長い期間をかけて見取るとともに、徐々に増え安定していく姿を見取ることとされており、不登校児童生徒に対しても、長期的な視点で変化や成長を見取るとは通常の教育課程と同じであるが、不登校児童生徒の学びの性質をとらえた運用は、今後全体の整理が進む中で検討が必要。

- その上で、結果として児童生徒が該当教科を十分に学習する時間を確保できず評価材料が得られないケースや、児童生徒が評語に基づく評価により学習意欲が失われてしまうケースなど、観点別評価・評定が適さない場合は、観点別評価・評定に限らず多様な形で評価を行うことができるようにすることも重要。
- 具体的には、目標に準拠する形ではなく、個人のよい点や可能性、進歩の状況等に着目して評価を行う個人内評価などが考えられるが、本特例では、児童生徒の実態に応じた個別の目標を設定し、それに向かって取り組んでいる児童生徒の努力を受け止め、励ますことで、学習意欲等の向上に繋げるものであるため、この個別に設定した目標との関連において評価を行うという視点が重要。このため、観点別のA～Cや評定の1～5といった形で数値・段階による評価を提示することはしない場合も、目標に照らした児童生徒の変化や成長を適切に捉えることができるよう、設定した目標との関連を重視しつつ、その達成状況に関する記載も記述で行うことを可能とする。（評価方法C）
- 上記の点も含め、具体については、「運用の手引き」で検討することとする。 21

不登校WG

- 次に④のケースは、児童生徒の状態に即して実現可能な独自の目標や内容を設定することになるため、在籍学年の教科の評価規準に基づき観点別評価・評価を行うことは困難であるが、こうした独自の目標に向かって取り組んだ内容についても適切な学習評価に繋げていくことは、児童生徒の学習意欲・自己肯定感の向上や、資質・能力の育成を図る観点から重要。
- この点、②③と同様に学習指導要領等の記載を参考にしつつ、柔軟に設定した評価規準に基づき観点ごとの評価・評価を行うこと（評価方法B）も可能であるが、独自の目標に対してはこうした評価が困難な場合も多いと考えられるため、個人内評価による柔軟な評価（評価方法C）を基本とする。
- なお、児童生徒によっては、目標を設定し学習に取り組むこと自体が困難な教科等がある場合も考えられる。こうした教科等の資質・能力は、他の教科等を含め、取り組んだ活動全体の中から個人内評価で柔軟に見取ることとする。

< (B)（各教科等には該当しない）不登校児童生徒の実態に応じた、特に効果的な教育活動 >

- 当該教育活動は、学習指導要領に基づく教育活動として実施するものではなく、対象児童生徒の個々の状況を踏まえた指導のねらいを設定し、それに基づいて、不登校の改善や学びの充実に繋げる上で効果的と考えられる教育活動を実施するものである。（⑤のケース）
この目的に鑑みれば、一人一人の良い点や可能性等に着目した評価を行うことが重要であり、当該活動では個人内評価を行うことと整理（評価方法C）

③指導要録における記載の運用 補足イメージ⑧参照

- 通級指導や日本語指導を受ける児童生徒は、授業時数、指導期間、指導内容や結果等を指導要録の総合所見欄に記載することとなっているが、これらについて個別の指導計画で記載がある場合は、その写しを指導要録の様式に添付することで記入に替えることも可能とされている。この点、今後、「2階シート」について検討が行われることなども踏まえると、本特例においても計画の添付をもって指導要録への記入に替えるといった運用を可能とすべき。
- その上で、本特例は計画を短いスパンで作成・更新するような運用も可能とされていることから、計画の分量が多くなる場合も考えられるところ、その場合には、教師の負担も十分考慮し、計画の内容を要約して記載したものを添付することで記入に替えることも可能とすべき。また、その際に活用可能な参考様式についても、「運用の手引き」等で国から示すこととする。

(指導要録における評価・評価の取扱いについて)

- 本特例においては、在籍学年における通常の教育課程とは異なる観点別評価・評価を行うケース（評価方法B）も想定される。こうしたケースにおいては、通常の教育課程における観点別評価・評価とは異なる目標に基づき評価を行っていることが分かるような形で要録上記載すべき。具体的には、評価の後ろに※を付した形で数字を記載することなどが考えられる。

(例) 下学年の目標など、在籍学年の教育課程の目標とは異なる目標に基づき観点別評価・評価を行う場合

通常の教育課程における学習評価

知識・技能	A
思考・判断・表現	B
学びに向かう力	○
評価	4

特別の教育課程における学習評価

知識・技能	A
思考・判断・表現	B
学びに向かう力	○
評価	4※

総括

総括

- また、上記のケースでは、学習の成果を適切に共有し、その後の指導へ接続する観点から、指導要録において、どの目標に基づき評価を行ったかが分かるよう明記すべき。例えば、「▲▲（教科）については、●学年（下学年）の目標に基づき評価」のように、総合所見欄や指導計画、国から示す参考様式において、当該児童生徒の年間目標を簡潔に記載することが考えられる。
- また、観点ごとの評価や評価がつかないケース（評価方法C）では、「1」や「ー」といった評価を要録上付すのではなく、評価記入欄に※を記載するのみとし、※が記載の教科等は、総合所見欄や添付の計画に記載の記述による評価を確認できるような運用とする。（目標設定ができない教科の取扱いも同様）
- これらの点を含め、記入方法の具体は、「運用の手引き」で示すこととする。

(年度途中で本特例を開始・終了する場合の評価の取扱いについて)

- 本特例では、年度途中で特例を開始・終了するケースなども考えられるところ、こうしたケースにおける指導要録への記載は、
 - 通常の教育課程に基づく学習評価と本特例における学習評価を切り分けて記載することは、同一教科における取組内容やそれに基づく資質・能力の育成状況を明確に切り分けた上で評価を実施することになり、実質的に困難であること
 - 本特例においては、例えば一部教科について通常の教育課程と同一の内容を取り扱う場合も想定されるところであり、こうした内容について、本特例における学習評価では、通常の教育課程と同様の学習評価を行うことを可能とする方針を示していること

などを踏まえ、最終的には各学校の判断ではあるが、基本的には、通常の教育課程での取組と特別の教育課程での取組を総括する形で、前述の複数の評価方法（A～C）から当該学年の記録を指導要録上記載することとする。 22

不登校児童生徒に係る特別の教育課程の学習評価の全体像

各教育活動の目標設定のケース

(A) 各教科等の目標・内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動 (※1)

(B) 不登校児童生徒の実態に応じた特に効果的な教育活動 (SSTなど)



① 在籍学年と同一の目標に基づき評価を実施するケース

② 在籍学年の一部の目標に基づき評価を実施するケース

例：中学2年生の数学のうち、「式」「計算」「方程式・不等式」の内容に係る目標を年間目標とし、それに基づき評価

③ 下学年の目標に基づき評価を実施するケース

例：中学2年生が中学1年生の数学の目標を年間目標とし、それに基づき評価

④ 学習指導要領の目標も踏まえつつ、独自に設定した目標に基づき評価を実施するケース

例：計算が好き・得意な生徒に、計算に継続的に取り組むことや、そこから規則性を見出すことを目標に設定、評価。

⑤ 児童生徒の実態を踏まえて指導のねらいを設定し、それに基づき個人内評価を実施するケース



多様な評価方法

評価方法A 通常の教育課程と同様の評価

知識・技能	A
思考・判断・表現	B
学びに向かう力	○
評定	4
(記述による評価を組み合わせることも可)	

総括

or

評価方法C 観点別や評定ではなく、記述による評価

・個人内評価※

→学習状況を、個人のよい点や可能性、進歩の状況等に着眼して評価

※設定した目標との関連を重視
※その達成状況に関する記載も記述で行うことが可能

評価方法B 評価の観点は残しつつ、評価規準は柔軟に

知識・技能	A
思考・判断・表現	B
学びに向かう力	○
評定	4※
(記述による評価を組み合わせることも可)	

総括

or

評価方法C 観点別や評定ではなく、記述による評価

・個人内評価※

→学習状況を、個人のよい点や可能性、進歩の状況等に着眼して評価

※設定した目標との関連を重視
※その達成状況に関する記載も記述で行うことが可能

評価方法C 観点別や評定ではなく、記述による評価

・個人内評価

→学習状況を、個人のよい点や可能性、進歩の状況等に着眼して評価

(※1) 目標を設定し、学習に取り組むこと自体が困難な教科等については、他の教科等の学習など、取り組むことができた教育活動全体の中から、個人内評価で柔軟に見取り、総合所見欄に記載することが可能。

④調査書の取扱い

- 高校入試における調査書の取扱いについては、文部科学省の通知の中で、以下のとおり示しているところ。

- 客観性・公平性を確保するよう留意しつつ、生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価し、これを活用していくこと。このため、調査書の学習成績の記録以外の記録を充実し、活用するよう十分配慮すること。その際、点数化が困難な内容（社会活動、ボランティア活動など）についても適切に評価されるようにしていくことが望ましいこと。
- 調査書の学習成績の記録の活用については、生徒の個性に応じた学校選択や各学校・学科等の特色に応じた選抜を可能とするため、各学校・学科等ごとに工夫を行うことが望ましく、例えば、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部分ごとに、合否判定の資料として用いる教科を減らしたり、教科によって評価の比重を変えたりすることなどが考えられること。
- 配慮事項として、不登校生徒の中には、教育支援センター等で懸命に学習を続けている者もあり、高等学校入学者選抜等においては、学ぶ意欲や能力を有する生徒について、その多様な学びの場における日頃の努力を適切に評価することが望ましく、不登校経験のある生徒の教育機会の確保の観点からも、在籍する学校における出席の状況のみをもって不利益な取扱い（例えば、欠席日数のみをもって出願を制限するなど）をしないようにすること。その際、「高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）」等の例も参照し、生徒の自己申告書や学校以外の場における学習状況に係る資料等を選抜において適切に勘案したり、不登校生徒が志願しやすいように募集時の内容を工夫したりするなど、配慮を行うことが望ましいこと。

- このように、現行制度においても、調査書等において、不登校児童生徒の努力を適切に評価することについての配慮を求めているところであり、各都道府県等においては、必ずしも調査書に基づかない形での選抜形態を設けることや、選抜に当たって自己申告書に基づく学習内容を勘案するなど、不登校児童生徒の努力を認める選抜方法の検討・実施が行われているところ。

- また、企画特別部会の論点整理においても、高等学校入学者選抜の在り方について、本特例における評価等の取扱いも含めた多様な背景を有する生徒の個性・特性を十分に踏まえた選抜を充実させるための留意事項を整理することや、生徒や地域の実情に鑑み、調査書を用いないことができる選抜の取扱い等について整理すべきとの方針が示されているところ。

- これまで整理してきた本特例における学習評価では、下学年の学習内容等についても多様な形で評価を行う方向性を示しているが、これまでは、「1」や「-」といった評定が調査書に記載され、それが合否に影響することが児童生徒の学習意欲等の低下に繋がるなどの指摘の背景にあったことも踏まえれば、本特例における評価内容についても、高校入試の中で適切に勘案されることを目指すべきである。

- 具体的には、本特例が適用されている場合において、
 - ✓ 調査書の中で本特例における評定や記述による評価等もできる限り積極的に記載し、高校入試での活用を促すこと
 - ✓ 高校入試において、本特例における評定や記述による評価についても一定程度勘案（例えば、一定の加点を行うなど）したり、調査書以外の学力検査や面接等に比重を置いたり、生徒側が複数の評価方法から選択できるようにする（例えば学力検査をより重視するパターンと、調査書をより重視するパターン）といった、多様な選抜方法についての検討を促していくこと

などが考えられる。こうした点も含め、児童生徒の努力がより多くの高等学校における入試において積極的に、かつ適切に評価されることで、本特例での学びが高等学校段階へ適切に接続されるよう、その具体的方策について、都道府県教育委員会等の意見も伺いながら、国としても更なる検討を進めるべき。

（※）この点、例えば、特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る特別的教育課程については、その実施が入試対策となったり、単なる早修を助長したりするものとならないよう、指導要録本体には特別的教育課程を編成した旨を記載せず、その上で、取り組んだ学習活動自体は、総合所見欄の中で必要に応じて記入することと整理されているところ。

こうした他の特例における調査書での記載の方向性とも整合性を確保しつつ、また、教師、学校にとって過度な負担とならない方策や考え方の整理が必要。

6. 特別の教育課程が実施される場所・体制

(1) 実施にあたり保有すべき機能

- 本特例は、対象児童生徒の実態に即して実施される教育活動を教育課程上に位置付けることにより、教育の質の確保や計画的・組織的な支援を促進するものであることから、その主たる実施場所としては、校内教育支援センターや学校を所管する教育委員会等が管理・運営する校外教育支援センター（※）とし、教育課程を責任をもって編成・実施することを基本と整理。

（※）名称に限らず、同様の機能を有する施設等において特別の教育課程を編成・実施する場合も含む。

（例：1つの学級として、在籍する不登校児童生徒一人一人に特別の教育課程を編成・実施するケースなど）

- その上で、本特例の実施に当たっては、不登校に至った過程や要因を把握するといった丁寧なアセスメントの実施、個に応じた対象活動の実施（個別の学習支援に加え、集団での指導も考えられる）、教育課程の組織的・計画的な編成・実施など、学校や校内外教育支援センター、教育委員会が連携しつつ、様々な対応が必要となる。
- こうした対応を適切に実施するためには、その体制として、例えば以下のような「機能」が必要と考えられるが、校外教育支援センターの多様な実態を踏まえれば、こうした保有すべき機能について、当該施設単体のみならず、指導員の派遣やオンラインの活用を含め、学校や教育委員会との役割分担・連携により、「特別の教育課程の実施体制全体で保有すべき機能」として整理すべき。

- その上で、例えば、「教育課程を責任をもって編成・実施できるよう、学校を所管する教育委員会等が管理・運営する施設であること」や、「保健衛生上、また、安全管理上適切な学習環境が整備されていること」など、校内外教育支援センターとして最低限満たすべき具体的な要件については、今後整理し、その一部を法令に位置付けることも含めて、引き続き検討することとする。
- 加えて、例えば、指導員等の配置の在り方など、その実態を踏まえ、制度創設後に直ちに校内外教育支援センターが保有すべき機能とまではいかないまでも、特に校内外教育支援センターとして保有することが望ましいと考えられる機能の整理については、国としての支援の在り方も含めて、「運用の手引き」とともに今後検討を行っていく。

特別の教育課程を実施するにあたり、その実施体制全体で保有すべき機能

① 不登校児童生徒の特性や支援に関する一定の理解に基づき、不登校の改善や資質・能力の向上に繋がる柔軟な教育活動を組織的・計画的に行うこと
（より具体的な観点の例）

- ・不登校児童生徒への心理理解や対応ノウハウを有する指導員や専門スタッフの配置、もしくは派遣やオンライン活用が可能か
- ・対象活動の実施に当たって必要な専門性を有する指導員等が、その利用人数に応じて適切に指導できる環境となっているか（派遣やオンライン活用を含む）
- ・上記の指導員の体制や、実際に指導を行う施設の設備環境も含めて、対面での指導を重視した指導環境が整っているか 等

② 対象活動の学習内容や状況、児童生徒の状態の把握等について、原籍校（学級担任・教科担任等）と関係機関が一体的に実施すること
（より具体的な観点の例）

- ・個別の指導計画や実施した活動内容・活動の様子などについて、例えばクラウドでの指導計画の共有などを通じて、適切に学校が把握できる環境が整っているか
- ・通常教育課程に戻ることも含め、対象児童生徒の状況に応じた適切な目標や見通しを関係機関で共有し、そのための連携が図れるか
- ・上記の点も含め、活動内容全体の調整や関係機関の連携などを適切に実施することができる体制が整備されているか 等

(2) 指導を行う指導員等の考え方

- 教師は各相当の免許状を有する者でなければならず、教育課程に基づく指導は各相当免許状を有する教師が行うとされている。
- 特別の教育課程の指導に当たっても、本来、相当教科の免許状を有する教師等が指導にあたることが望ましいが、多様な実態がある校内外教育支援センターでは、相当教科の免許状を有する教師等による指導体制を常に確保することが困難な実態もあり、免許状を有する者による指導を一律の要件とした場合、制度そのものの活用が極めて限定的になってしまうことが想定される。
- 一方、本特例は、不登校児童生徒に対し、状況に応じた個別の教育課程を編成することで教育を受ける機会を実質的に保障しようとするものであり、学校や教室での学びに向かえていない中にあっても本特例を活用できるということは、こうした児童生徒の教育を受ける機会の実質的な保障に繋がるものである。
- このため、免許状を持たない指導員等とともに学習に取り組んでいる児童生徒も多い中で、上記の目的を踏まえて教育委員会が本特例を活用しようとしたときに、免許状を有する者を確保できないことが致命的な隘路とならないようにすべき。
- なお、現行においても、不登校児童生徒の実質的な学びの保障という本特例と同様の趣旨に立ち、一定の措置が認められており、具体的には、校内外の教育支援センターにおいて、免許を持たない指導員等が不登校児童生徒の指導に当たっている場合、学校と十分な連携を図ることで、学習の計画・内容が在籍する学校の教育課程に照らして適切なものと捉えることができる場合には、一定の要件の下、出席扱いや成績評価を行うことも可能とされているところ。(以下、「現行措置」という)
- この現行措置は、個別の教育課程の編成や指導計画の策定をその要件とすることなく、学校との連携等の基本的な要件の下で免許状を保有しない指導者等による指導を出席扱いや成績評価の対象とすることを許容しており、本特例と比較した場合、教育の質の確保のための担保は相対的に強くないものと言える。

- 本特例においては、教育委員会や学校との役割分担・連携により、実施体制全体で必要な機能を保有することを重視している中で、授業のみではなく、計画的な指導をデザインし、学習状況や成果を適切に評価し、更なる学びに繋げ、プロセス全体を通じて質を確保するという教師の役割の性質を踏まえれば、教師自身が中核的な役割を担いつつ、関係機関全体で教師の役割を果たすことによって、実質的な指導体制を確保することができると考えられる。

(※) 具体的には、指導計画の作成・実施、振り返り・フィードバック、見直しといったサイクルを要することとしており、教師が果たす役割が、指導計画を介して関係機関が一体的に進める取組を通じ、実施体制全体で果たされることになる。

- 以上を踏まえると、本特例は、不登校児童生徒の学びを保障しようとする趣旨に立ちつつ、同趣旨の現行措置よりも教育の質の確保について、個別の教育課程の編成や指導計画の作成や学習評価の実施等により、関係機関全体で担保しようとするものと言える。
- こうした性質に鑑み、本特例においては、次のとおり、教育の質の確保のための中核的な役割を教師が担うことを要件としながらも、一定の要件を満たす指導員等が学級担任等の管理の下で密接に連携しながら、特別の教育課程に基づく指導を実施することも可能と整理し、その上で、最終的には各教育委員会や学校が、学びの保障と質の確保の双方の観点を十分考慮し、指導員として適切かどうかを総合的に判断することとする。

相当する免許状を有しない指導員等が指導を実施する場合に満たすべき基本的な要件

①学級担任や教科担任等が指導内容を管理する観点から、以下の点を踏まえて適切と判断できること

(具体例)

- ・指導計画や学習評価に当たっては、最終的には学校の責任の下で行い、また、行われた指導内容や様子は、指導計画の共有などを通じて教師等が把握できるようにすることで、事前に指導内容を指導員等と調整したり、行われた指導を踏まえて今後の学習や指導方針を変更したりするなど、指導全体を通して教師が指導内容を調整できる環境(体制)が整っているか
- ・指導員等だけでなく、定期的に教師等と児童生徒が対面の面談を行うことで教師が児童生徒と関わりを継続するための取組が行われているか 等

②本特例における指導を実施する者として必要な資質・能力を確保する観点から、以下の点を踏まえて適切と判断されること

(具体例)

- ・一定の指導経験を有するなど、当該者が実施する指導内容に照らして、その実施に必要な資質・能力を有すると教育委員会や学校において判断された者であるか
 - ・当該者に対し、指導にあたる前など、研修の受講※その他の資質能力の向上を図るための措置が講じられているか
- (※) 既存の教職員研修に校内外教育支援センターの職員が参加することに加え、活用可能な研修動画を今後、国において作成し、その動画を視聴することなどが考えられる。

7. その他

①「運用の手引き」について

- 本WGにおいて、本制度に係る基本的な考え方、制度設計について一定の方向性を示した。これを踏まえ、教師、学校、校内外教育支援センター、教育委員会等の関係者・関係機関が過度な負担や負担感なく、必要な場合に制度を活用して指導・支援に繋がられるよう、制度の詳細や、具体的な手続きのイメージ、実務に係る事項について「運用の手引き」を作成し、整理することとする。
- 「運用の手引き」は、実際の運用を通じて得られる成果・課題を踏まえて随時改善を図ることとする。

②校内外教育支援センターでの指導に向けた留意点

- 本特例に関わらず、不登校児童生徒への支援全体の視点として、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることや、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することについて、留意することが必要。
- 本特例も、校内外教育支援センターを利用する全ての児童生徒を対象とするものではなく、このため、校内外教育支援センターは、引き続き居場所としての機能を有することも重要であり、不登校児童生徒が、相談等の支援を受けられるような場であることが望ましい。
- このため、本制度を活用しない不登校児童生徒に対しては、その状況に応じた必要なサポートを行っていく必要があるとともに、同じセンター内において、本制度を活用する児童生徒と活用しない児童生徒が同時に在籍していることも考えられることから、こうした場合においても、状況に応じた必要なサポートをそれぞれ行っていけるよう、その方策について、本特例の適切な指導の在り方と併せて検討し、①の運用の手引きで、留意点として示すこととする。

③他の特例との関係性

- 本特例の対象となる不登校児童生徒には、障害や、特定分野への特異な才能を有する児童生徒もあり、また、そのことによる学習上・生活上の困難が不登校の背景となっているようなケースも想定されるところ。こうしたケースにおいても、「2階シート」の活用などを通じて関係者が相互に連携し、複数の特例を俯瞰的に見た上で一貫性のある支援・指導が行われるよう留意すべきであり、そのために必要な考え方や具体的方策についても、①の「運用の手引き」等で示すこととする。

④特例実施に向けて、参考となる事例の収集・周知

- 不登校児童生徒に対しては、これまで、各自治体において様々な取組が進められてきた。具体的には、COCOLOプラン等に基づき、校内外教育支援センターや学びの多様化学校等の多様な学びの場において不登校児童生徒への指導が行われてきたほか、研究開発学校として、不登校児童生徒に対する指導計画の策定、段階的な支援、学習評価の在り方に関する研究開発などが行われているところ。
- こうした取組の蓄積を踏まえ、参考となる事例を収集・周知し、本特例がより広範に、かつ円滑に実施されることを促すこととする。加えて、本特例の運用開始後の成果や課題等についても継続して把握していくことにより、国として、更なる制度の運用改善が図られるよう支援を行っていく。

⑤教員の養成や研修の充実

- 今後の教職課程や教員免許制度の在り方を議論している中教審教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの二次まとめでは、教職課程で学ぶべき共通の内容として「幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂」が追加されるとともに、不登校対応を含む多様な専門性を身に付けられるよう、学位課程と密接に連携した強み専門性に係る学びについても、教職課程に位置づけることができるようになることが挙げられている。今後こうした議論の動向も踏まえ、現職教員に向けた研修の充実についても、国や教育委員会において検討が必要。
- 加えて、例えば、心理・福祉等に関する強み専門性を有する教師と、他の教師や校内外教育支援センターの指導員、SC・SSWといった専門家がどういった役割分担の中で連携を図ることで、本特例の実施を含めた不登校支援の実施にあたり、その質の確保や負担の軽減に資するか等についても、併せて検討を行うこととする。

⑥本制度の施行時期

- 施行時期については、本制度の性質に鑑みて、学習指導要領の全面実施を待たず、先行実施を可能とし、事例を蓄積することが適切である。この点、総則・評価特別部会において、調整授業時数制度と一体的に令和10年度からの先行実施期間から取組を可能とする方向性が示されており、令和10年度から実施可能となるよう、制度周知に必要な期間を考慮しつつ「運用の手引き」を作成する必要がある。